

重要事項説明書

(サービス利用にあたって)

1 事業者

事業者名称 社会福祉法人 津奈木町社会福祉協議会
主たる事業所の所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2 1 2 3 番地
電話番号 0 9 6 6 - 6 1 - 2 9 4 0
ファックス番号 0 9 6 6 - 6 1 - 2 9 4 1
代表者名 山 田 豊 隆

2 事業所の概要

事業者名称 津奈木町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
指定事業所番号 4 3 7 3 0 0 0 3 9 9
主たる事業所の所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2 1 2 3 番地
電話番号 0 9 6 6 - 6 1 - 2 9 4 0
ファックス番号 0 9 6 6 - 6 1 - 2 9 4 1

3 サービスの内容

通常の実施地域 津奈木町 水俣市 芦北町
営業時間 午前 8 時 3 0 分～午後 1 7 時 1 5 分まで。但し、午前
8 時～午後 6 時まで利用可

サービスの概要

訪問介護サービスの種類	算定項目	単位あたりの利用料
身体介護中心型	(1) 20分未満	163単位
	(2) 20分以上30分未満	244単位
	(3) 30分以上1時間未満	387単位
	(4) 1時間以上1時間30分未満	567単位
生活援助中心型	(1) 20分以上45分未満	179単位
	(2) 45分以上	220単位

※引き続き生活援助を行った場合の加算 20分から起算して 25分ごとに加算

※初回訪問加算 200単位

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護報酬総単位数×介護職員処遇改善加算Ⅲ 18.2%算定
させていただきます

4 職員体制

職 種	員数	勤務の体制
管理者	1名	他職種と兼務
サービス提供責任者	1名以上	訪問介護員と兼務
訪問介護員	4名以上	常勤職員2名 非常勤職員2名

5 運営規程の概要

(目的)

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(方針)

事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

8 苦情申立窓口

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情や相談は、以下の相談窓口で受付ます。

○苦情受付窓口

管 理 者 芝原 浩輔

サービス責任者 小坂 滯奈

○所在地 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地

○電話番号 0966-61-2940

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関

津奈木町役場 ほけん福祉課	所在地 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地 電話番号 0966-78-3111 受付時間 午前8時30分～午後5時00分
国民健康保健団体連合会	所在地 熊本市健軍2-4-10 電話番号 096-365-0329 受付時間 午前8時30分～午後5時00分
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畑3-7 電話番号 096-324-5454 受付時間 午前8時30分～午後5時00分

(3) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

< 第三者委員 >

名 前	連 絡 先	
澤井 静代	津奈木町岩城2025	0966-78-2038

9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況		実施状況	
	1 あり	評価機関の名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 芝原 浩輔
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。